

フードコミュニティ いしかわ

第27号

2018年8月発行

新しい原料原産地表示制度について

「原料原産地表示」制度とは、国内で製造された加工食品の原材料の産地を商品に表示する制度です。

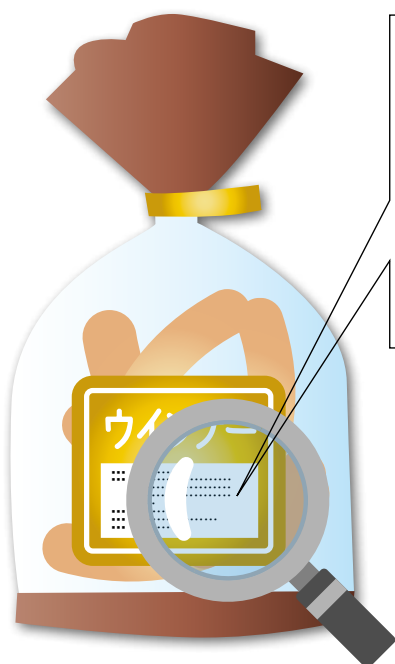
これまでは一部の加工食品にのみ義務^{※1}づけられていた原材料の産地表示が、2017年の食品表示基準の改正により、国内で製造された全ての加工食品に拡大されました^{※2}。

そこで、新しい制度に基づく加工食品の原料原産地の表示方法について紹介します。

- ※1 従前より原料原産地の表示義務のある加工食品（生鮮食品に近いと認識されるなど一定要件を満たす22食品群と4品目）については、基本的に従前からのルールによる原料原産地表示が必要です。
- ※2 2022年3月31日までは、食品メーカー等が準備をする猶予期間となっています。

原料の産地が表示されるものは？

全ての加工食品の一番多い原材料が対象です。



名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ産、国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料／調味料(アミノ酸等)、…
内 容 量	150g
賞味期限	30.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製 造 者	〇〇株式会社 石川県〇〇市〇〇…



ただし、以下の場合には表示義務がありません。

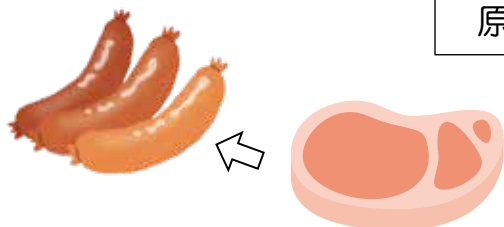
(表示義務のない加工食品の例)

- ・ 容器包装に入れられていないもの
- ・ 対面販売で客の注文に応じてその場で容器に詰める場合
- ・ 施設を設けて飲食させる場合(レストラン、喫茶店など)
- ・ 輸入品

原料原産地の表示方法

●一番多い原材料が**生鮮食品**の場合→その生鮮食品の**産地**を表示

国別重量順表示



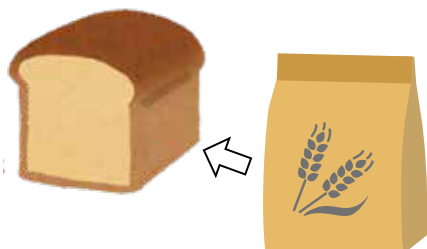
名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ産、国産)、豚脂肪・・・

カナダ産と国産の肉が両方使われており、カナダ産のほうが使用量が多いことを表しています。

2か国以上の産地の豚肉を混ぜて使用している場合は、多い順に国名が表示されます。この「国別重量順表示」が原則となります。

●一番多い原材料が**加工食品**の場合→その加工食品の**製造地**を表示

製造地表示



名 称	食パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、バター、・・・

小麦粉が国内で作られたことを意味します。国産の小麦を使用しているという意味ではありません。

一番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が「〇〇製造」と表示されます。ただし、一番多い原材料に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合には「〇〇製造」の代わりに、その産地が表示されることもあります。

.....
: (例) アメリカ産の小麦を使って国内で製造された小麦粉

「小麦粉(国内製造)」 ← 小麦粉の製造地を表示

「小麦粉(小麦(アメリカ産))」 ← 小麦の産地を表示 :
.....

外食や
輸入品が対象外
なのは どうして?



レストランなどの外食やお店で調理された総菜など作ったその場で販売される食品は、作った人にその場で確認することができるため、産地表示の対象とされていません。

また、輸入品には、どこの国から輸入されたかを示す「原産国名」が表示されているため、産地表示の対象とされていません。

国別重量順表示が困難な場合は、一定の条件のもとで次の表示が可能です。

- ◆過去の使用実績や今後の使用計画等に基づき、使用可能性のある複数国を、使用可能性の高いものから順に「又は」でつないで表示

又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(カナダ産又は国産)、

「カナダ産」と「国産」以外の国の原材料は使用されていません。過去の使用実績等では「カナダ産」の方が「国産」よりも多く使用されていたことを示しています。

※豚肉の産地は、西暦〇年の使用実績順

過去の一定期間（製造年から3年以内の中で1年以上）の使用実績等に基づく表示であることを示す注意書きの表示とその根拠書類の保管が必要
 [注意書きの例] ○〇の産地は西暦〇年の使用計画順
 ○〇の産地は製造年の前年の使用実績順 等

- ◆3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示

大括り表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入)、…

3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。

- ◆過去の使用実績や今後の使用計画等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括り、「輸入」と「国産」を使用可能性の高いほうから順に「又は」でつないで表示

**大括り表示
+
又は表示**

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又は輸入)、…

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。過去の使用実績等では、「国産」の方が、「輸入」でまとめた外国の産地の合計よりも多く使われていたことを示しています。

※豚肉の産地は、西暦〇年の使用実績順

注意書きの表示とその根拠書類の保管が必要（「又は表示」と同じ）

原料原産地制度の経過措置期間

新しい原料原産地表示制度の経過措置期間（猶予期間）は、
2022年3月31日までとなります。

「新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報」の詳細については、
消費者庁のホームページをご参照ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/

2015年4月に施行された食品表示法に基づく新しい食品表示の経過措置期間

旧制度から新制度へ移行するための経過措置期間（猶予期間）は、
2020年3月31日までとなります。

主な変更内容は

- ・栄養成分表示の義務化（一般用の加工食品及び添加物）
- ・アレルギー表示方法の変更
- ・添加物の表示方法の変更
- ・機能性表示食品制度の創設

「食品表示について」の詳細については、消費者庁のホームページをご参照ください。
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/

食品表示に関する相談窓口

消費者庁食品表示企画課 03-3507-8800（代）
石川県健康福祉部食品安全対策室 076-225-1445

※食品の安全性に関する表示事項（期限表示、添加物、アレルギー表示など）については、各地域の保健所でも相談を受け付けています。

石川県 健康福祉部 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1445

メールアドレス foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ 『いしかわの食の安全・安心情報』

[いしかわ](#) [食の安全](#) [検索](#)



環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています